

目次

Contents

第1章 各種所得の計算	10
第1節 所得税の仕組み	10
1. 所得税の特徴	10
2. 所得の種類とその意味	11
3. 所得税の計算の仕組み	11
4. 各種の所得と課税方法	13
5. 所得税の課税標準	14
第2節 利子所得	15
1. 利子所得の範囲	15
2. 利子所得の金額	16
3. 利子所得に対する課税	16
4. 非課税となる利子所得	16
5. マル優制度	16
6. 財形貯蓄制度	17
7. 金融類似商品に係る税金の取り扱い	17
8. 債券に対する課税	17
第3節 配当所得	18
1. 配当所得の範囲	18
2. 配当所得の金額	19
3. 配当所得に対する課税関係	19
4. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得 (NISA等)	20
第4節 不動産所得	22
1. 不動産所得の範囲	22
2. 不動産所得の金額	22
3. 不動産所得の収入金額	22
4. 収入計上時期	23
5. 不動産所得の必要経費	24
6. 減価償却費	25
7. 資産損失	25
8. 太陽光発電の余剰電力売却収入	26
9. 青色申告特別控除	26

第5節 事業所得	27
1. 事業所得の範囲	27
2. 事業所得の金額	29
3. 課税方法	29
4. 別段の定めによる収入金額	29
5. 事業所得の必要経費	29
6. 家事関連費と業務上の経費の取り扱い	33
7. 青色申告特別控除	33
8. 事業専従者給与等	34
第6節 給与所得	37
1. 給与所得の範囲	37
2. 給与所得の金額	38
3. 収入計上時期	39
4. 給与所得の特徴	39
第7節 譲渡所得	41
1. 譲渡所得の範囲	41
2. 譲渡所得の区分	42
3. 譲渡所得の課税方法	42
4. 土地建物等の譲渡 (分離課税)	43
5. 株式等の譲渡 (分離課税)	48
第8節 一時所得	53
1. 一時所得の範囲	53
2. 一時所得の金額	54
3. 課税方法	55
第9節 雑所得	55
1. 雑所得の範囲	55
2. 雑所得の金額	56
3. 雑所得の収入計上時期	57
4. 課税方法	57
5. 暗号資産に関する所得について	57
第10節 退職所得	59
1. 退職所得の範囲	59
2. 退職所得の金額	59
3. 退職所得控除額	59
4. 源泉徴収	60
第11節 非課税所得	61
1. 非課税所得の種類と根拠	61
2. 損害賠償金を取得した場合の課税関係	62
3. 申告	63

第2章 損益通算と損失の繰越控除等	64
第1節 損益通算	64
1. 課税標準の内容	64
2. 損益通算とは	65
第2節 損失の繰越控除等	71
1. 純損失の繰越控除	71
2. 雑損失の繰越控除	71
3. 租税特別措置法に係る繰越控除	72
4. 控除の順序・要件等	73
5. 純損失の繰戻し還付	73
第3章 所得控除	75
第1節 所得控除の概要	75
1. 所得控除の目的と分類	75
2. 所得控除の順序	75
第2節 雑損控除	76
1. 雑損控除	76
第3節 医療費控除	77
1. 医療費控除	77
2. セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)	79
第4節 社会保険料控除	82
1. 社会保険料控除の概要	82
2. 社会保険料控除の対象となる保険料の範囲	82
3. 社会保険料控除の金額	82
4. 社会保険料控除を受けるための手続き	82
第5節 小規模企業共済等掛金控除	83
1. 小規模企業共済等掛金控除の概要	83
2. 小規模企業共済等掛金控除の対象となる掛金	83
3. 小規模企業共済等掛金控除の金額	83
4. 小規模企業共済等掛金控除を受けるための手続き	83
第6節 生命保険料控除	84
1. 生命保険料控除の概要	84
2. 生命保険料控除の対象となる保険契約等	84
3. 生命保険料控除の金額	84
4. 生命保険料控除を受けるための手続き	85

第7節 地震保険料控除	87
1. 地震保険料控除の概要	87
2. 地震保険料控除の対象となる保険料	87
3. 旧長期損害保険に係る経過措置	87
4. 地震保険料控除の金額	87
5. 地震保険料控除を受けるための手続き	87
第8節 寄附金控除	88
1. 寄附金控除の概要	88
2. 寄附金控除の対象となる特定寄附金の範囲	88
3. 寄附金控除の金額	88
4. 寄附金控除を受けるための手続き	89
第9節 障害者控除	89
1. 障害者控除の概要	89
2. 障害者控除の対象となる人の範囲	90
3. 障害者控除の金額	90
第10節 寡婦控除・ひとり親控除	90
1. 寡婦控除・ひとり親控除の概要	90
2. 寡婦控除・ひとり親控除の共通の適用要件	90
3. 寡婦控除・ひとり親控除の対象となる人の要件と控除額	91
第11節 勤労学生控除	92
1. 勤労学生控除の概要	92
2. 勤労学生控除の対象となる人の要件	92
3. 勤労学生控除の金額	92
第12節 配偶者控除	92
1. 配偶者控除の概要	92
2. 控除対象配偶者となる人の要件	93
3. 配偶者控除の金額	93
第13節 配偶者特別控除	93
1. 配偶者特別控除の概要	93
2. 配偶者特別控除の対象となる人の要件	94
3. 配偶者特別控除の金額	94
4. 配偶者特別控除を受けるための手続き	94
第14節 扶養控除	97
1. 扶養控除の概要	97
2. 扶養親族となる人の要件	97
3. 控除対象扶養親族となる人の要件	97
4. 扶養控除の金額	97
第15節 基礎控除	98
1. 基礎控除の概要と金額	98

第4章	所得税額の計算	100
第1節	課税所得と税額計算	100
1.	税額計算の概要	100
2.	税額計算の方法	101
第2節	配当控除	104
1.	配当控除の概要	104
2.	配当控除額の計算	105
第3節	住宅借入金等特別控除	108
1.	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の概要	108
2.	住宅借入金等特別控除額の計算	110
第4節	増改築に係る税額控除の特例措置	116
1.	特定増改築等住宅借入金等特別控除(住宅ローン型税額控除)	116
2.	住宅特定改修特別税額控除(投資型税額控除)	116
3.	住宅耐震改修特別控除(投資型税額控除)	117
第5章	所得税の申告と納付	118
第1節	確定申告	118
1.	確定申告をしなければならない人	118
2.	確定申告による税金還付	119
3.	確定損失申告をすることができる人	120
4.	申告期限	121
5.	納付	122
6.	期限後申告	123
7.	修正申告	124
8.	更正の請求	124
第2節	青色申告	125
1.	青色申告者	125
2.	青色申告の承認申請手続	125
3.	青色申告の特典	126
4.	青色事業専従者と白色申告の事業専従者	127
第3節	開業等に係る各種届出等	130
1.	税務署等への各種届出書関係	130
2.	法定調書関係	132
3.	資料の入手先	132
第4節	非居住者等に係る税金の取り扱い	133
1.	居住形態別の課税所得の範囲	133
2.	非居住者の国内源泉所得に対する課税関係	133
3.	海外勤務に係る税金	134

第6章	居住用財産の課税の特例	135
第1節	居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除	135
1.	居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除	135
第2節	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例	137
1.	居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例	137
第3節	特定居住用財産を譲渡した場合の買換えの特例	140
1.	特定居住用財産を譲渡した場合の買換えの特例	140
第4節	被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例	142
1.	被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例	142
第5節	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除	144
1.	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除	144
第6節	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除	145
1.	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除	145
第7章	個人住民税・個人事業税	149
第1節	個人住民税	149
1.	個人住民税の特徴	149
2.	個人住民税と所得税の違い	150
3.	個人住民税の計算の仕組み	150
4.	ふるさと納税	153
5.	個人住民税の申告	154
6.	個人住民税の納付	154
第2節	個人事業税	157
1.	個人事業税の特徴	157
2.	個人事業税の計算の仕組み	157
3.	個人事業税の申告と納付	158
第8章	消費税	160
第1節	消費税の概要	160
1.	消費税の仕組み	160
2.	消費税の特徴	161
第2節	消費税の課税事業者または免税事業者の判定	163
1.	消費税の課税事業者	163
2.	消費税の免税事業者	164
第3節	納付税額の計算方法	166
1.	課税事業者が納める消費税額の計算	167
2.	課税事業者が納める消費税額の計算(簡易課税制度)	167

第4節 消費税の申告と納付	169
1. 消費税の申告納付	169
2. 消費税の届出書	171
第9章 法人税の税務と各種届出等	173
第1節 法人税の基礎	173
1. 概要	173
2. 納税義務者	174
3. 法人税の計算の概要(普通法人に対する課税)	174
第2節 租税公課の取り扱い	177
1. 損金不算入となる租税公課	177
第3節 役員給与の取り扱い	178
1. 役員給与の取り扱い	178
2. 役員の種類	180
第4節 貸倒損失の取り扱い	184
第5節 交際費等の取り扱い	184
1. 交際費等の範囲	184
2. 交際費等の損金不算入額	185
3. 交際費等から除かれるもの	185
第6節 減価償却資産・中古資産・資本的支出の取り扱い	187
1. 減価償却の方法	187
2. 取得価額が少額の減価償却資産	187
3. 中古資産の耐用年数	188
4. 資本的支出と修繕費	188
第7節 欠損金の繰越控除と繰戻し還付	190
1. 欠損金の繰越控除	190
2. 繰越控除期間	190
3. 青色欠損金の繰越控除の要件	191
4. 青色欠損金の繰戻し還付	191
第8節 保険金収入と役員退職金	192
1. 法人契約の保険の種類と取り扱い	192
2. 保険金と役員退職金	196
第9節 法人・役員間の取引の税務	198
1. 金銭貸借に係る税務	198
2. 資産の譲渡に係る税務	199
3. その他経済的利益	200

第10節 法人税額の計算	202
1. 法人税等の課税標準と税率	202
2. 同族会社の意義と留保金課税	204
3. 使途秘匿金課税	205
4. 税額控除	205
5. 申告・納付	206
6. 青色申告	208
第11節 法人設立時の諸手続きと会社法	209
1. 設立時の届出書類	209
2. 会社法	210
第12節 法人税と所得税	212
第10章 財務諸表の見方	217
第1節 貸借対照表	217
1. 財務諸表と分析	217
2. 貸借対照表	218
3. 損益計算書	219
第2節 貸借対照表と損益計算書の関係	220
1. 貸借対照表と損益計算書の関係	220
2. 製造原価報告書と勘定連絡図	221
第3節 キャッシュフロー計算書	222
1. キャッシュフロー計算書	222
第4節 主な経営指標	226
1. 主な経営指標	226
2. 損益分岐点	227

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)に基づく復興特別所得税、並びに、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(地方財確法)に基づく「個人の道府県民税及び市町村民税の税率の特例」(個人住民税の均等割加算)については、本書では特に断りのない限り、考慮しないものとする。

この章のポイント

- 所得税は暦年単位課税である。
- 所得税は納税者の担税力の観点から所得を10種類の各種所得に区分して計算する。
- 利子所得は金融機関等から受け取る利子が対象である。
- 不動産所得で青色申告の場合、青色申告特別控除は、貸し付けが事業的規模で一定要件を満たした場合は最高55 (65) 万円、そうでない場合は最高10万円となる。
- 譲渡所得には総合課税のものと分離課税のものがある。
- 譲渡所得 (総合課税)、一時所得には50万円の特別控除がある。

第1節 所得税の仕組み

所得税の仕組みは、10種類の所得に区分され、原則として超過累進税率により課税される仕組みである。

1. 所得税の特徴

(1) 暦年単位課税

原則として個人の1年間 (1月1日から12月31日まで) の所得に対して課税される。ただし、出国する場合は、通常は出国の日までの期間となる。

(2) 個人単位課税

各個人ごとの所得に対して課税される。

* 世界には、夫婦単位課税の国もあるが、日本は採用していない。

(3) 所得の分類別に課税方法が異なる

所得税では、所得を金融資産から生ずる所得、不動産賃貸から生ずる所得、勤労から生ずる所得、資産の譲渡から生ずる所得など発生形態、発生源別別に10種類の所得に区分し、後出の表「■所得税の計算の仕組み」における第一段階においてそれぞれの所得ごとに所得の金額を計算する。

(4) 申告納税制度

税務官庁による賦課課税制度でなく、納税者自らの記帳に基づく申告と納税による制度である。

(5) 課税の方法

原則として総合課税で超過累進税率によるが、一部の所得については税負担を軽減または重課するため、他の所得と合算しないで単独で課税する。

(6) 所得控除

所得の金額では考慮されない個人的事情 (障害者等) を考慮するため、所得金額から一定金額を控除し調整する。所得控除には15種類あり、大体は年末調整で控除できるが、雑損控除、医療費控除、寄附金控除の3つは確定申告でしか控除できない。

2. 所得の種類とその意味

所得税法は、納税者の担税力に応じた課税をするために、非課税所得を除き、原則として個人のあらゆる所得を総合して課税する。

所得を総合するに当たって、所得の性質に応じて所得を10種類に区分する。

■ 所得の種類および内容と所得の金額の計算方法

	種類	内容	計算方法
①	利子所得	預貯金、公社債などの利子の収入	収入金額 = 所得金額
②	配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額 - 元本取得に要した負債の利子の額
③	不動産所得	不動産、船舶、航空機の貸し付けによる所得	総収入金額 - 必要経費
④	事業所得	農業など事業から生ずる所得	総収入金額 - 必要経費
⑤	給与所得	給料、賃金などの所得	収入金額 - 給与所得控除額
⑥	退職所得	退職手当、一時恩給などの所得	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 ^{*1}
⑦	山林所得	山林の伐採、譲渡による所得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
⑧	譲渡所得	土地、建物、車両、ゴルフ会員権等の売却による所得	総収入金額 - 資産の取得費、譲渡費用 - 特別控除額 (総合課税のみ)
⑨	一時所得	福引の当選金品、生命保険契約の一時金などの一時的な所得	総収入金額 - その収入を得るために支出した金額 - 特別控除額
⑩	雑所得	公的年金等	収入金額 - 公的年金等控除額
		①～⑨以外の所得で公的年金等でないもの	総収入金額 - 必要経費

* 所得とはもうけ (利益) を意味する。

* 1 役員等で勤続年数5年以下の場合は1/2としない。

3. 所得税の計算の仕組み

所得税は、その年の1月1日から12月31日 (年の途中で死亡した場合は、その死亡の日) までの1年間に生じた所得の金額を計算する。その計算はおおむね次表の順序で行う。

■ 所得税の計算の仕組み

第1段階	各種所得	第2段階	課税標準	第3段階	所得控除	第4段階	課税所得金額	第5段階	× 税率	第6段階	算出税額	第7段階	税額控除	第8段階	年税額	第9段階	△ 源泉徴収税額	第10段階	申告納税額	第11段階	△ 予定納税額	第12段階	納付税額
利子所得	配当所得	不動産所得	事業所得	給与所得	一時所得	雑所得	総合	総合所得金額					・ 雑損控除 ・ 医療費控除 ・ 社会保険料控除 ・ 小規模企業共済等掛金控除 ・ 生命保険料控除 ・ 地震保険料控除 ・ 寄附金控除 ・ 障害者控除 ・ 寡婦控除 ・ ひと親控除 ・ 勤労学生控除 ・ 配偶者控除 ・ 配偶者特別控除 ・ 扶養控除 ・ 基礎控除										
譲渡所得	退職所得	山林所得	非課税所得				総合	課税総所得金額					・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 住宅借入金等特別控除 ・ 寄附金税額控除 ・ その他の税額控除										
							譲渡所得	土地等に係る課税譲渡所得金額															
								株式	株式等に係る課税譲渡所得等の金額														
								退職所得	退職所得金額														
								山林所得	山林所得金額														
居住者の1暦年の所得																							

4. 各種の所得と課税方法

全ての所得が総合課税であることが公平の観点から望ましいといわれているが、把握が難しく技術的に困難などの政策的な見地から、次表のようになっている。

■ 所得税における所得の種類と課税方法等(概要)

種類	区分	源泉分離課税	申告分離課税	総合課税	根拠資料	損益通算	申告不要
利子所得	① 一般公社債等や預貯金の利子による所得	○			支払調書	×	
	② 特定公社債等の利子による所得		○		支払調書	△	○
	③ 国外で支払われる預貯金の利子による所得			○			
配当所得	① 上場株式等の配当、公募投信の配当による所得			○			○
	② ①以外の法人の配当による所得			○	支払調書		年10万円以下の配当○
	③ ①のうち申告分離課税を選択したものによる所得		○			△	
	④ 特定目的信託の社債的受益権の収益分配金による所得	○				×	
不動産所得	土地、建物、船舶、航空機の貸し付けによる所得			○	決算書	○	
事業所得	① 自営業で生ずる所得			○	決算書	○	
	② 事業規模で行う株式譲渡や先物取引による所得		○			×	
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などによる所得			○	源泉徴収票		他の所得20万円以下○
退職所得	退職手当、一時恩給などによる所得		○		源泉徴収票		受給申告書提出○
山林所得	伐採した立木の譲渡による所得		○		決算書	○	
譲渡所得	① ゴルフ会員権や金地金、機械などの譲渡による所得			○	譲渡所得の内訳書	○*1	
	② 土地や建物、株式等の譲渡による所得		○		譲渡所得の内訳書	△*2	
一時所得	① 生命保険の一時金、賞金による所得			○	支払調書		
	② 保険期間が5年以下の一時払養老保険契約の満期金、解約金等	○			支払調書	×	
雑所得	① 公的年金等による所得			○	源泉徴収票		400万円以下○
	② 原稿料や講演料、私的年金			○	支払調書		
	③ 先物取引やFX取引による所得		○				
	④ 暗号資産による換金差金等による所得			○			

*1 一定のものを除く

*2 上場株式等の譲渡所得のみ、△の所得の範囲内で損益通算可

(1) 源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収されることにより、課税関係が完結する制度である。